

令和3年(2021年)4月26日

山口県体育協会加盟団体 代表者 様

公益財団法人山口県体育協会
会長 村岡 嗣政

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）

平素より当協会のスポーツ推進事業に対し、格別の御理解と御協力を賜り心よりお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染防止対策については、全国的に変異ウイルス感染が拡大し、「まん延防止等重点措置」が11都府県に適用され、感染拡大に歯止めがかからない東京や大阪など4都府県に、「緊急事態宣言」が4月25日に発出されました。

県内各地域においても感染者が増加し、これから、人の移動が多くなるゴールデンウィークの時期を迎えることから、県内での感染が拡大しないよう、最大限の注意を払い、対応していく必要があります。4月23日付で発出された山口県知事メッセージの趣旨を鑑み、貴団体におかれましては、下記の対応を徹底されるよう改めてお願いいたします。

記

1 競技活動について

県をまたぐチーム等の招へい、練習試合、遠征等は、監督等個人で判断することなく、所属長等の判断を得るなど組織的な対応をお願いします。

※競技団体において実施する小学生、中学生、高校生を参集する日常活動について、次の点に留意し、実施すること。

- ・3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることは徹底的に回避するように取り組むこと
- ・密集した状態での長時間の練習はさけること
- ・マスクの使用、手指消毒などを励行すること
- ・競技者に発熱等の風邪の症状が見られるときは、競技活動に参加させないこと
- ・競技ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を、引き続き徹底すること
- ・競技活動について、競技者の健康・安全の確保のため、競技者に任せるのではなく、指導者が競技活動の実施状況を把握すること
- ・施設等から求められる感染防止対策へ協力すること
- ・県や市、教育委員会等から活動自粛等の協力要請や通知が出た場合、適切な対応をすること

〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県政資料館2階
公益財団法人山口県体育協会
TEL : 083-933-4697 FAX : 083-933-469

県民の皆様・企業の皆様へのごお願い

新型コロナウイルス感染症については、全国的に感染が拡大し、政府において、特措法に基づく集中的な対策を講じる「まん延防止等重点措置」が、10都府県に適用されていたところですが、このうち、感染拡大に歯止めがかからない東京や大阪など4都府県に、「緊急事態宣言」が発出されること、また、愛媛県が「まん延防止等重点措置」区域に追加されることが決定されました。

本県においても感染者が急増し、第4波が到来しているところであり、これから、人の移動が多くなるゴールデンウィークの時期を迎えることから、県内での感染が拡大しないよう、最大限の注意を払って対応していく必要があります。

県民の皆様、企業の皆様には、感染の再拡大防止に向け、以下の取組に、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

＜県境をまたぐ移動についての注意＞

- ◎ 政府において、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域との往来は、やむを得ない場合を除き、自粛を強くお願いします。
- ◎ やむを得ずこれらの区域と往来する場合は、感染防止対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従うようお願いします。
- ◎ その他の県境をまたぐ移動は、移動先の地域の感染拡大の状況や自治体の発する情報に留意して、慎重に判断いただくとともに、移動される際には、万全の感染防止対策を講じてください。

＜感染予防対策の徹底＞

- ◎ 感染拡大を防ぐためには、皆様お一人おひとりの行動が最も重要です。「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「手洗い」、「感染リスクが高まる「5つの場面」に注意する」など、引き続き、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。
- ◎ 会食の際には、新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店など、感染防止対策に取り組む飲食店を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力をお願いします。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 政府において、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域への出張や、同区域から県内の来訪については控えるようお願いいたします。

- ◎ また、これらの区域からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、これらの区域への移動があった従業員等に対する健康管理には、格別の配慮をお願いします。
- ◎ 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策を、引き続き徹底してください。

<ゴールデンウィーク期間中の帰省や外出等にあたっての注意>

- ◎ 政府において、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」が発出されている区域への帰省などは、やむを得ない場合を除き、自粛を強くお願いします。
- ◎ これらの区域から、本県への帰省などをお考えのご家族やご親戚などがいらっしゃる場合は、やむを得ない場合を除き、帰省などを自粛するよう強く促し、やむを得ず来県される場合であっても、来県前の2週間は体調管理に努めるとともに、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう、強く呼びかけてください。
- ◎ 大人数・長時間での会食には特に注意するとともに、会話の際にマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 不特定多数が集まるイベントや、観光施設・大型商業施設等へ外出する場合は、3密の回避を徹底するとともに、主催者や施設等から求められる感染防止対策への協力をお願いします。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

<感染された方等への差別・偏見の防止>

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年4月23日

山口県知事 村岡 嗣 政

県民・企業の皆様へ

**緊急事態宣言や
まん延防止等重点措置区域への
往来は、厳に自粛を！**

**東京都、大阪府、兵庫県、京都府
宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県
愛知県、愛媛県、沖縄県**